

2024年3月14日

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟弁護団
「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護団連絡会

1 はじめに

札幌高等裁判所第3民事部（裁判長裁判官齋藤清文、裁判官吉川昌寛、同伊藤康博）は、本日、「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（以下「北海道訴訟」という。）の控訴審において、同性（法律上同一の性別となる者をいう。以下同じ。）間での婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する規定（以下「本件規定」という。）は、憲法24条及び14条1項に違反するとの判断を示した。

本日の札幌高裁判決は、全国で提起された一連の「結婚の自由をすべての人に」訴訟において、高裁レベルで初めての違憲判断を示したものである。そして、これまでの判決で初めて、本件規定が、1項も含めた憲法24条全体に違反するものと判断し、かつ、同性カップルに何らの法的保護を与えていないことではなく、婚姻を認めていないこと自体について、憲法（憲法24条、憲法14条1項）に違反すると判示したものである。

2 本日の高裁判決に至る経緯

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、同性のパートナーとの婚姻を望む原告（控訴人）らが、本件規定は、①婚姻の自由を侵害するものである（憲法24条1項、13条違反）、②異性（愛）のカップルとの間に合理的理由のない差別を設けるものである（憲法14条1項違反）、③婚姻及び家族に関する立法として合理性が認められないものであり、国会の裁量の範囲を逸脱している（憲法24条2項違反）違憲なものであり、憲法に違反する法律の規定の改正を国会が怠っていることは違法であるとして、婚姻できないことによって被っている精神的な損害の賠償を求める訴訟である。全国の裁判所（札幌、東京、大阪、名古屋、福岡）に現時点で合計35名の原告らが訴えを起こしており、北海道訴訟では6名（3組のカップル）の原告となっている。

本日午前までの時点で、大阪を除く4つの地裁（札幌、東京、福岡及び名古屋）の5つの裁判体で、本件規定ないしは同性カップルの関係を法的に保護する制度が存在しないことが違憲であるとの判断を示してきた。

北海道訴訟については、2021年3月17日、札幌地裁が、本件規定が同性愛者に対して婚姻の法的効果の一部ですらも享受する法的手段を提供していないことは、国会の裁量権の範囲を超えた、合理的根拠を欠いた差別取扱いに当たり、その限度で憲法14条1項に違反するとする初めての違憲判断を示したが、本件規定の改正を怠っている国会の責任は認めず、原告らの請求を棄却したことから、原告らは札幌高裁に控訴したものである。

3 本日の札幌高裁の判決

本日の札幌高裁の判決は、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定（本件規定）は、憲法24条及び14条1項に違反するとした。

まず、判決は、憲法24条1項は人の人との間の婚姻の自由を定めたものであって、同性間の婚姻についても異性間の婚姻と同程度に保障する趣旨であると述べた。そして、本件規定は、異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していないことから、個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法24条の規定に照らして合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲

を超える状態に至っていると指摘した。

さらに、憲法14条1項違反の判断において、本判決は、国会が立法裁量を有することを考慮するとしても、本件規定が、同性愛者に対しては婚姻を定めているにもかかわらず、同性カップルに対して婚姻を許していないことは、現時点においては合理的な根拠を欠くものであって、本件規定が定める本件区別取扱いは、差別的取扱いに当たるとして、同項にも違反するとした。

判決は、以上のとおり、本件規定は憲法24条及び14条1項に違反するものであると判断したが、他方で、国会の議論や司法手続において、憲法の規定に違反することが明白になっていたとはいえないとして、国会が本件規定を改廃していないことが国家賠償法上違法であるとはいえないとした。もっとも、あわせて、国会に対し「根源的には個人の尊厳に関わる事柄であり、喫緊の課題として、自身の存在の喪失その対策を急いで講じる必要がある。同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論と対応をすることが望まれる」と指摘した。

4 弁護団の評価

本判決は、本件規定が違憲であることを正面から断言したものであり、その点において画期的である。

特に、本判決が、憲法24条1項が婚姻の自由を定め、同性間の婚姻についても異性間の婚姻と同程度に保障する趣旨であると判断した点は非常に画期的である。さらに、本件規定により、同性間の婚姻を許しておらず、婚姻による社会生活上の制度保障を受けられないことが、個人の尊厳をなす人格が損なわれる事態であると認定したうえで、本件規定が、憲法24条の規定に照らして合理性を欠くものであり、現時点においてすでに国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っていると断言していることは、高く評価することができる。

同性愛者らは、結婚の持つ重要な法律上の効果を楽しむだけでなく、そのことにより、社会から同性愛者よりも劣ったものとして扱われ、その尊厳を日々傷つけられ、同性愛者らに対し、社会から同性愛者よりも劣ったものとして扱われることによる劣等感を植え付けられてきた。この状態を是正するには、同性愛者らに、同性愛者と同じ婚姻制度へのアクセスを認めるより他はないことを指摘しておきたい。

なお、本日の判決は、原審に引き続き、国会が本件規定を改廃していないことが国家賠償法上違法であるとはいえないとしたが、それは違憲状態をそのまま放置することを単に容認したものではない。本判決は、同性間の婚姻を定めることは、国民に意見や評価の統一を求めることを意味しないと指摘し、喫緊の課題として、早急に真摯な議論と対応をすることが望まれると述べている。法改正に、もはや一刻の猶予もないことを指し示すものであることを、重ねて強調したい。

国は、本件規定を違憲と判断したこの判決を真摯に受け止め、憲法に反するとされた現行の民法及び戸籍法の改正に直ちに着手し、同性間にも婚姻を認める方向での法改正を速やかに実現すべきである。

以上